

II. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

社会福祉法人光生会は、昭和44年に熊野町の産業である筆生産で多忙な家庭の保育要望に応え、保育所ひかり学園を開園されました。現在は、熊野町に3園、広島市内に1園を運営されています。平成12年に広島市安佐南区の広島広域公園周辺の開発に伴う保育ニーズを受けて利用者3人で、公益事業「まこと幼児学園」を開園し、翌年に広島市の認可を受け、現在は定員110人の「保育所まこと学園」として運営されています。

当園は、浄土真宗の教えを理念に掲げられ、5つの保育目標と内容が明文化されています。また、日々の園での生活や、行事の中では、「感謝の心」、「一人ひとりを尊重する」、「親子の関わり」等を大切にされた保育に取り組まれています。

福祉サービス第三者評価は、今回が初めての受審でしたが、職員全員で自己評価に取り組み、その中で明らかとなった課題については、前向きに取り組むたいとの意向が確認ができました。

◎特に評価の高い点

(1)職員の主体性を育てるためにも、研修受講については職員全員が内容を周知できるように回覧し、受けた研修を職員自らが決め、研修受講後は、研修報告で全員に周知する体制ができています。また、今後は、職員が子どもと接する時間がより多く取れるように、記録の電子化などICTの導入を進められています。(管理運営編 No.11:職員の質の向上に向けた体制)

(2)地域社会との関わりについては、保育目標や運営規程にも定め、地域を意識した保育を実践されています。年末の餅つきの際には、民生委員が手伝いに参加されたり、隣接するスーパーでの子どもの作品展示など、比較的新しいコミュニティに存在する事業所として、地域との連携に積極的に取り組まれています。また、近隣大学の学生によるボランティアとして、コンサートやコロナ禍においてはリモート保育の試験的な実施など積極的に受け入れられています。(管理運営編 No.16:地域との関係)

(3)近隣の高齢者施設で開催される音楽会への参加や、小規模保育園との月に2回の交流会、日常的な散歩での地域住民との挨拶などを通して、様々な人との交流の機会を持たれています。(サービス編 No.7:さまざまな人との交流)

(4)園庭は限られたスペースですが、天然木を使った大型遊具やのり面を活用したボルダリング、立地条件を活かして、園舎の裏山にはロープを設置し、年長の子どもが山登り遊びで自然を満喫できるよう工夫をされています。また、屋内園庭を設け、雨天時や猛暑日にも遊べる環境を整えられています。(サービス編 No.19:表現活動)

◎特に改善を求められる点

(1)卒園等の保育終了後は、子ども達を家庭にお返りする気持ちで対応されているとのことでしたが、困った時の相談や、成長の報告など継続した関わりができることを「入園・進級のしおり」などに記載されることで、保護者への安心感に繋がってはいかがでしょうか。(管理運営編 No.32:サービスの継続性への配慮)

(2)事業計画に「地域の子育て支援事業」を掲げられていますが、着手できていない状態と認識されています。現在も、子どもが地域に出かける機会を多く持たれたり、民生委員や近隣施設の協力も得られていますので、事業所として園で取り組んでいることを積極的に地域へ発信し、今後は地域の子育て支援の拠点として、一時保育を具体的に検討されてはいかがでしょうか。(サービス編 No.33:地域の子育て支援, No.34:一時保育)

III. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

経営・運営について全職員と見直すきっかけになったことは価値があった。
保護者のアンケートについては、保育を見直す材料にしたいと思う。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編

1 福祉サービスの基本方針と組織	(1)理念・基本方針 自己評価：NO.1-2	浄土真宗の教えを大切に、「一人ひとりの特性を尊重した保育」「地域社会や保護者のニーズに沿った子育て支援」を理念に掲げ、具体的な保育目標を掲げられています。理念・保育目標は、採用時に説明されており、職員室内にも掲示されています。パンフレットやホームページ、「入園・進級のしおり」にも掲示し、保護者等に周知されています。
	(2)計画の策定 自己評価：NO.3-4	法人として収益体質の確立、職員の安定的雇用、施設・設備、保育の充実等を柱とした、5年間の中期経営計画を策定されています。また、中期経営計画に沿って、前年度の実施状況や地域のニーズ、保護者の意見も反映した事業計画を策定されています。策定された事業計画は、職員会議等で説明されています。
	(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価：NO.5-6	「施設管理運営規程」に各職員の職務内容および園長の責任について明確に示し、職務を実行されています。園長は職員の主体性を尊重するとともに、おおらかで、ゆとりをもって子どもに接することができるように「ノーコンタクトタイム」を設けたり、iPad・iPhoneを各クラスに導入し、記録のICT化を図られるなど、就業環境の整備や業務の効率化に積極的に取り組まれています。
2 組織の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価：NO.7-8	広島市や広島市私立保育協会、全国私立保育連盟の会議や研修を通じて、保育の最新情報を把握されています。地域の人口動態、利用者数の推移、周辺事業所の待機児童数等を把握し、経営状況を鑑みながら園の定員や認定こども園への移行等を検討されています。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：NO.9-12	複数担任制を導入し、基準より多い職員を配置されています。保育の周辺業務を担当する保育補助職員を導入し、業務バランスと職員意見を反映しながら、常勤・非常勤職員を採用されています。コロナ禍においては、子どもの出席人数に応じた常勤職員の勤務体制を取り、非常勤職員は給料を保証しつつ休暇とするなど、柔軟に対応し、職員の安定的な雇用に繋がられています。職員の主体性を育てるためにも、研修受講については職員全員が内容を周知できるように回覧し、受けたい研修を職員自らが決め、研修受講後は、研修報告で全員に周知する体制ができています。また、今後は、職員が子どもと接する時間がより多く取れるようにICTの導入を進められています。実習生についても、受け入れ手順を定め、周辺の複数大学の学生を積極的に受け入れられています。
	(3)安全管理 自己評価：NO.13	緊急時の対応については、緊急連絡先や連絡手順を定め、定期的な訓練も実施されています。非常災害時や警報発令時には、メールで保護者に連絡されています。施設内は、チェックリストに基づき、定期的に安全体制を確認されています。事故事例・ヒヤリハット事例については、職員に周知し、再発防止に向けた話し合いの場が設けられています。

2 組織の運営管理	(4)設備環境 自己評価：NO.14-15	木のぬくもりを感じられる平屋の旧館と増築された新館には、年齢に応じた保育室が配置されています。トイレ、洗面所も年齢に応じて各保育室に設置されています。園舎の裏山を遊び場として活用されたり、近隣の公園等への外出の機会を多く持たれるなど、限られた敷地を有効に活用されていました。 清掃の実施状況については、園内分掌で決められた担当者がチェックされています。また、空気清浄機や加湿器を設置し、臭気や感染対策にも努められています。
	(5)地域との連携 自己評価：NO.16	地域社会との関わりについては、保育目標や運営規程にも定め、地域を意識した保育を実践されています。年末の餅つきの際には、民生委員が手伝いに参加されたり、隣接するスーパーでの子どもの作品展示など、比較的新しいコミュニティーに存在する事業所として、地域との連携に積極的に取り組まれています。また、近隣大学の学生によるボランティアとして、コンサートやコロナ禍においてはリモート保育の試験的な実施など積極的に受け入れられています。
	(6)事業の経営・運営 自己評価：NO.17-18	広島市や広島市私立保育協会、全国私立保育連盟の会議や研修を通じて制度や最新の動向を把握し、施設運営に反映されています。 財務状況は規程に沿って開示されています。
3 適切な福祉サービスの実施	(1)利用者本位の福祉サービス 自己評価：NO.19-24	一人ひとりの子どもを尊重した保育については、理念にも掲げ、人権尊重に配慮した保育を実践されています。 年に1回、虐待防止研修を実施して職員の意識づけが行われるとともに、年長児と保護者に「子どもへの暴力防止プログラム(CAP)」プログラムに沿った研修も実施し、園全体で虐待防止に取り組まれています。 子どものプライバシーや個人情報保護については、各種規程や「入園・進級のしおり」にも記載し、職員・保護者に周知されています。最近では、保護者にSNS投稿への注意も促されています。また、個人情報が含まれる記録は、施錠可能な引出しに保管されています。 保護者からの意見は、保護者会、行事後等のアンケート等を通して集約されています。苦情解決の仕組みは、しおりや園内掲示で周知し、意見箱の設置やメール等複数の方法で受け付けられています。苦情・意見について定められた手順に沿って対応されており、必要に応じて園だよりで保護者に報告されています。
	(2)サービス・支援内容の質の確保 自己評価：NO.25-28	福祉サービス第三者評価は、当園では今回が初めての受審でしたが、職員全員で自己評価を実施し、課題となった項目については改善策を検討し、積極的に取り組まれました。結果についてもぜひホームページ等で公開されることを期待しています。 虐待、感染症予防、災害等への対応についてはマニュアルを整備し、保育に活かされています。 子ども一人ひとりの状況は記録し、ファイルとして保管されています。記録開示の希望があった場合は、規程に沿って対応されています。
	(3)サービスの開始・継続 自己評価：NO.29-32	保育所サービスについては、ホームページやパンフレットで周知されており、保護者向けの園だより・クラスだよりを発行されています。園庭開放の情報は市の広報紙で周知し、見学にも対応されています。 保育所の利用開始時には、イラストや表を使用してわかりやすくまとめられた「入園・進級のしおり」に沿って保護者に内容を説明されています。転所・退所の対応方法についても、しおりに記載されています。 ◎卒園等の保育終了後は、子ども達を家庭にお返しする気持ちで対応されているとのことでしたが、保育終了後も親子にとって、保育所での生活や先生たちとの関係は信頼関係が構築された思い出の多い懐かしい場所となっていると思われます。困った時の相談や、成長の報告など継続した関わりができることを「入園・進級のしおり」などに記載されることで、保護者への安心感に繋がられてはいかがでしょうか。

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：保育所

1 事業所運営体制の基本	(1)サービスの質の確保 自己評価：NO.1-3	週に1回、職員会議を実施し、日々の保育に必要な情報を職員間で共有されています。会議後は会議録を作成・回覧し、欠席職員にも周知されています。 職員が抱えている課題には、主任保育士が対応されていますが、園行事や保護者への対応等、状況に応じて園長も関わりを持たれています。また、必要に応じて広島市西部こども療育センターへの相談や「音楽」、「絵画」の講師による定期的な研修やアドバイスも受けられています。 子どもの記録は統一した書式で管理し、保育記録の記載方法は、研修や職員会議で確認されています。また、ICTソフト「コドモン」の導入を開始し、健康記録や、入退室の時間等は、電子データとして記録されています。
2 子どもの発達援助	(1)発達援助の基本 自己評価：NO.4-8	理念、保育目標を基本とした保育課程をもとに指導計画を作成されています。指導計画は、年に1回の監査での指摘事項で変更し、成果と課題として見直しをされています。 「一人ひとりの子どもの気持ちを受け止める姿勢」を指導計画にも記載されており、子どもの気持ちを受け止められるよう複数担任制を取られています。 近隣の高齢者施設で開催される音楽会への参加や、小規模保育園との月に2回の交流会、日常的な散歩での地域住民との挨拶などを通して、様々な人との交流の機会を持たれています。外国籍の子どもも在籍されており、必要に応じて母国語の資料を提供するなどの配慮をされています。 職員会議等でジェンダーやLGBT等への理解を深めるとともに、園だよりを通じて保護者に情報提供をされています。子ども達にも自然に理解してもらえよう絵本などを通じて話をされています。
	(2)健康管理・食事 自己評価：NO.9-14	子どもの毎日の健康状態については、保護者から職員に伝えられています。体調不良の子ども状況については、申し送りノートを通じて職員間で共有されています。年に2回の内科健診、年に1回の歯科健診、毎月の身体測定を実施し、結果については保護者に連絡されるとともに、職員会議の場で共有されています。 給食は、関係する農家から仕入れる野菜等、可能な限り国内産の厳選された食材を使用されています。また、感謝の気持ちを持って食事ができるよう、浄土真宗の教えに基づき「食前のことば」「食後のことば」を食前食後に唱えられています。年中・年長クラスは、毎日、当番がお米を研ぎ、炊飯器でご飯を炊くことで、家庭での自立にも繋がられています。調理室は、保育室と離れた場所にあります。当番の子どもが配膳に訪れ、クッキング活動を通じて管理栄養士との関わりを持たれています。また、食育年間計画を策定され、給食の献立は、サンプル展示されるとともに、管理栄養士がホームページで紹介されています。コロナ禍以前は、保護者会で試食会も実施されていました。 アレルギーの子どもは、医師による診断書をもとに、保護者と相談しながら除去食が提供されています。除去食は、子どもや職員が取り間違えないようトレーや食器を色分けしたり、食事場所を分ける等の対応をされています。
	(3)保育環境 自己評価：NO.15-17	室内は、空気清浄機や加湿器を設置し、温度・湿度等、適切な状態に保持されています。乳児の保育室は、寝る・遊ぶスペースを確保し、睡眠時間が異なる子どもも安心して過ごせる空間となっていました。幼児の保育室には、遊びの場所と絵本を読むスペース、おもちゃ置き場が確保され、年齢に応じたトイレ・手洗いも設置されていました。子ども達は花や野菜を育てたり、メダカを飼育することで、植物や生き物に触れる環境が整えられています。 園庭は限られたスペースですが、天然木を使った大型遊具やのり面を活用したボルダリング、立地条件を活かして、園舎の裏山にはロープを設置し、年長の子どもが山登り遊びで自然の中で体力づくりができるよう工夫をされています。また、屋内園庭を設け、雨天時や猛暑日にも遊べる環境が整えられています。園内の設備や遊具は、チェックリストに基づき、定期的に安全を確認されています。

2 子どもの発達援助	(4)保育内容 自己評価：N0.18-23	<p>近隣の公園等に積極的に出かけることで、横断歩道の渡り方などの交通ルールや地域の方へ挨拶するなどのマナーを普段の保育の中で自然と身に付けられています。また、当番活動として、給食当番、お手紙当番等を実施されています。</p> <p>「音楽」「絵画」の講師を招いた研修を定期的実施されており、楽器の演奏や創作活動の教え方を学んだり、子どもの活動場を評価してもらうことで、表現活動の幅を広げられています。また、年少児のハイハイや歩行、リトミック、裏山での自然遊びなど一貫した子どもの体づくりにも力を入れています。</p> <p>SIDS訓練も年に2回実施し、就寝時は、子どもの体に午睡チェックセンサーを取り付け、iPadと連携して体動やうつ伏せ寝を管理し、安全確保に努められています。離乳食は家庭と連携し、月齢に応じて提供されています。</p> <p>延長保育を実施されており、異年齢の子どもが1つの教室に集まり過ごされています。</p> <p>建物内にエレベーターがあり、障害のある子どもにも配慮された造りになっています。発達に配慮が必要な子どもの保護者には、個別面談を複数回実施したり、少人数での保育参観を通して子どもの発達状況を確認してもらうことで、小学校入学前に専門機関と繋げるよう努められています。また、広島市西部こども療育センターの保育所支援も受け、障害児保育に関する研修の受講や資格取得の支援も積極的に行われています。</p>
3 子育て支援	(1)保護者等への支援 自己評価：N0.24-28	<p>送迎時の会話や連絡帳、年に2回の個人面談を通じて、子どもの様子を聴き取り、保護者の相談にも応じられています。参観日やクラス懇談会で子どもの様子を伝えられており、保護者の意見を聴く場として2か月に1回、保護者会を開催されています。また、各保育室にiPadやiPhoneを配備し、撮影した写真でポートフォリオを作成し、保育の様子を保護者に伝えられています。</p> <p>虐待防止研修を年に1回実施し、虐待への対応マニュアルも整備されています。不適切な養育が疑われる家庭の子どもには、送迎時に状況を確認されたり、長期欠席の場合には、密に連絡を取り虐待等の早期発見に努められています。虐待が疑われる場合には、速やかに関係機関に連絡し、対応されています。</p>
4 子どもの安全	(1)安全・事故防止 自己評価：N0.29-31	<p>食中毒、感染症に関するマニュアルを作成し、職員間で共有されています。子どもには手洗い方法を指導して洗面所に掲示したり、保護者には園だよりで感染症等の注意を促されています。職員の体調も子ども同様に毎日アプリで報告して管理されており、職員の交替基準は、就業規則に明記し、体調が悪い職員が休める体制を取られています。</p> <p>子どもの状態急変や事故発生等、緊急時の対処方法のマニュアルを作成し、職員は、子どもの救急連絡先をカードにして管理されています。年に1回、小学校や警察への協力も得て、子ども・職員全員で近隣の小学校に避難する広域避難訓練を実施されています。</p> <p>不審者対策として、出入口の施錠や、保育室を含め各所に防犯カメラを設置されています。また、不審者侵入時の対応の手順を定め、警備会社・警察とも連携した訓練も実施されています。</p>
5 地域との関わり	(1)関係機関及び地域との連携 自己評価：N0.32-34	<p>近隣の小学校との交流会や、年2回の大塚小学校での幼保小連絡会議を通して情報交換し、連携されています。また、入学時には、児童要録を作成し、小学校に送付されています。</p> <p>地域の子育て支援として、「わかばパパママ応援教室」や月に1回の園庭開放を実施されています。法人の方針として、一時保育は実施されていません。園行事の際には、民生委員に来賓として出席してもらい、園の様子を知ってもらう機会とされています。安佐南区の保健センターと連携し、緊急入所への対応や虐待事例があった場合は要保護児童対策地域協議会へ出席し、関係機関とも連携されています。</p> <p>◎事業計画に「地域の子育て支援事業」を掲げられていますが、着手できていない状態と認識されています。現在も、子どもが地域に出かける機会を多く持たれたり、民生委員や近隣施設の協力も得られていますので、事業所として園で取り組まれていることを積極的に地域へ発信し、今後は地域の子育て支援の拠点となることを期待します。</p>

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 福祉サービスの基本方針と組織

(1)理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念，基本方針が確立され，明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が利用者等に周知されていますか。	B	A	

(2)計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	B	A	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており，内容が周知されていますか。	B	B	

(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は自らの役割と責任を明確にし，遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上，経営や業務の効率化と改善に向けて，取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 組織の運営管理

(1)経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して，改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	B	A	

(2)人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて，実行していますか。	B	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し，必要があれば改善するしくみが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて，積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

(3)安全管理

13	利用者の安全確保	利用者の安全確保のための体制を整備し，対策を行っていますか。	A	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

(4)設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は，利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	事業所(施設)は，清潔ですか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(5)地域との交流と連携

16	地域との関係	利用者と地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	A	A	
----	--------	---	---	---	--

(6)事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えていますか。	B	B	
18	財務諸表の公開	地域住民、利用者に対して財務諸表を公開していますか。	B	B	

3 適切な福祉サービスの実施**(1)利用者本位の福祉サービス**

19	利用者を尊重する姿勢①	利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	利用者を尊重する姿勢②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	利用者満足度の向上	利用者満足の向上(または保護者の意向を尊重)に向けた取り組みを行っていますか。	B	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	利用者(または保護者)が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	利用者(または保護者)からの意見に対して迅速に対応していますか。	B	A	

(2)サービス・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた組織的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	C	A	
26	標準的な実施方法の確立	各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか。	A	A	
27	サービス実施状況の記録	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	記録等の開示を適切に行っていますか。	A	A	

(3)サービスの開始・継続

29	サービス提供の開始①	利用希望者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか。	B	B	
30	サービス提供の開始②	サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、(同意を得)ていますか。	B	A	
31	利用契約の解約・利用終了後の対応	利用者がいつでも契約の解約ができることを説明し、また、利用者または事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか。	—	A	
32	サービスの継続性への配慮	事業所変更や家庭への移行(または保育サービスや保育所の変更)にあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	A	B	○

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：保育所版）

No.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 事業所運営体制の基本

(1) サービスの質の確保

1	職員会議	職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がとられていますか。	A	A	
2	指導助言を受ける仕組み	職員が指導助言を受ける仕組みがありますか。	A	A	
3	個人情報の適切な取り扱い	子ども（保護者等を含む）に関する情報（データを含む）は、適切に取り扱われていますか。	A	A	

2 子どもの発達援助

(1) 発達援助の基本

4	保育課程	保育課程は、関係法令や子どもの発達特性を踏まえ、長期的見直しをもって適切に編成されていますか。	A	A	
5	指導計画	指導計画は、定期的に評価および見直しが行われていますか。	A	A	
6	理解と受容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容していますか。	A	A	
7	さまざまな人との交流	さまざまな年代や文化を持つ人たちに親しみを持つよう働きかけていますか。	B	A	
8	先入観を植え付けない配慮	性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けられないような配慮を行っていますか。	A	A	

(2) 健康管理・食事

9	健康状態の把握	子どもの健康管理は、適切に行われていますか。	A	A	
10	健康診断等の実施	健康診断や歯科検診を定期的に行っていますか。	A	A	
11	食事環境の整備	子どもにとって、食事が楽しみとなるよう配慮していますか。	A	A	
12	食育の推進	子どもが生活と遊びの中で、食事を楽しみ合うよう、働きかけていますか。	A	A	
13	子どもの状況に応じた食事の提供	アレルギー疾患や体調不良の子どもがいる場合、子どもの状況に応じた食事が提供されていますか。	A	A	
14	家庭との連携	保育所で提供する食事について、保護者等に対して説明し、理解を得ていますか。	A	A	

(3) 保育環境

15	空間の確保	保育所は、子どもが心地よく過ごせるような空間が確保されていますか。	A	A	
16	設備・環境	保育所は、子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎの面から配慮された場所となるよう、工夫されていますか。	A	A	
17	保育環境の整備	子どもが自発的に活動できる環境を整える工夫を行っていますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(4)保育内容

18	社会性の獲得	子どもが望ましい生活のルールや態度を身につけるよう、働きかけていますか。	A	A	
19	表現活動	身近な環境の中で、感覚を豊かにしたり、活動を楽しめるよう働きかけていますか。	A	A	
20	人間関係	遊びや生活を通して、人間関係が育つように働きかけていますか。	A	A	
21	乳児保育	乳児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
22	長時間保育	長時間保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
23	障害児保育	障害児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	

3 子育て支援**(1)保護者等への支援**

24	信頼関係の構築	保護者等の気持ちに共感しながら、信頼関係を築くよう努めていますか。	A	A	
25	保護者等との連携、共有	子どもの生活の連続性を踏まえ、保護者等との連携および情報共有が行われていますか。	A	A	
26	相談・情報提供	保育に関する知識や技術を活かして、保護者等からの相談にあたっていますか。	A	A	
27	不適切な養育に対する支援	虐待等、不適切な養育が行われている可能性があると感じた場合は、速やかに対応していますか。	A	A	
28	虐待等への対応	虐待を受けている子ども(虐待の可能性のある場合を含む)に対して、適切に対応していますか。	A	A	

4 子どもの安全**(1)安全・事故防止**

29	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
30	事故・天災への対応	事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制がありますか。	A	A	
31	不審者対策	不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	B	A	

5 地域との関わり**(1)関係機関および地域との連携**

32	関係機関との連携、協力	子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、小学校等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。	A	A	
33	地域の子育て支援	地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭に対して保育所機能を還元していますか。	B	B	○
34	一時保育	一時保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	—	—	○